

2017年11月9日
全国公的扶助研究会

私たち全国公的扶助研究会は、第50回公的扶助研究全国セミナー開催に当り、生活保護ケースワーカー人権宣言案を発表します。セミナー参加者の皆さんはもとより、全国で貧困と向き合う生活保護ケースワーカーや保護利用者、福祉関係者の皆さんからご意見を寄せていただき、よりよいものになりたいと考えております。2018年1月末までを意見集約期間とし、2018年度の公扶研総会で確定したいと考えていますので、多数の皆さんからご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

生活保護ケースワーカー人権宣言（案）

1 貧困の拡大 ～誰もが生活困窮状態に陥ってもおかしくない社会

現代社会は、貧困率の高止まりに明らかなように「一億総貧困時代」と言ってよいほど貧困が拡大している社会です。また、貧困が拡大する下では、社会保障制度によって、市民生活は守られなければなりません。近年の社会保障制度は、残念ながら、保険料と利用時の一部負担の増額、年金などの給付減、介護保険の給付制限など後退の一途をたどっています。こうした状況は、社会保障制度のなかでの生活保護制度の比重を高め、生活保護制度の「出番」ともいえる状況が作り出されていることを示しています。

2 生活保護ケースワーカーの責務と目標

(1) 基本的責務

私たちは、現代社会において、憲法25条と生活保護法の重要性に鑑み、私たち生活保護ケースワーカーが保護利用者の命の重みを背負っていることを自覚し、利用者の立場に立って、生活保護制度の最大限の活用に努め、利用者の生存権を保障するために努力します。

(2) 実施要領の最大限活用

私たちは、生活保護の仕事において「骨」ともいえる生活保護手帳・実施要領を駆使して、保護利用者の最低生活の保障と自立支援に努めます。

(3) 利用者本位のケースワーク実践

私たちは、生活保護の仕事において「肉」ともいえる生活保護ケースワークを実践するに当たり、利用者のニーズに基づき、その人らしい生活の実現のため、利用者寄り添い、利用者本位のケースワーク実践をめざします。

(4) 目標

私たち生活保護ケースワーカーは、このような実践を通じて、利用者とともに命を輝かすことを目標とします。

3 利用者本位の生活保護実践のために

(1) 生活保護ケースワーカーとして必要な社会保障、社会福祉、生活保護の知識の修得

私たちは、貧困の原因である様々な問題の軽減除去のための、広範な社会保障、社会福祉はもとより、生活保護制度の知識を日々学び、深め、利用者のニーズに合わせて、支援のために活用します。

(2) 生活保護ケースワーカーとして必要な対人援助技術の修得

貧困が人間を通じて現れることから、ケースワーク実践には、対人援助技術が必要となります。貧困は人間の可能性や潜在能力を抑圧し、時には人格を歪める要因になります。私たちは、利用者の思いをしっかりと受け止め、ともに生活問題に対処する姿勢を示して、これからの支援の計画を立てて、利用者と共に力を合わせて、その解決を支援します。

(3) 個人の尊重、生存権を保障するという価値を身につける

私たちは、こうした知識と技術を生かすために、憲法 13 条、25 条などの基本的人権を土台にして、生活保護実践に取り組みます。また、貧困の原因は社会にあり個人にはないことを踏まえること、さらに、上から目線で保護利用者に接したり、パターナリスティック（弱い立場の人に自分の考えを押し付ける）な対応は厳に慎み、利用者本位の支援に徹します。

4 生活保護ケースワーカーが置かれている現状を改善して専門性を確保する

(1) 私たちは、法に定められた標準的な職員配置基準である、保護世帯 80 世帯（郡部では 65 世帯）に対して 1 名の生活保護ケースワーカーの配置を求めます。

(2) 私たちは、生活保護実践の専門性を確保するために必要な研修の確保や、職場外でのセミナーなどへの研修の機会を保障することを求めます。

(3) 私たちは、生活保護ケースワーカーの採用、任用、配置、異動において、専門性が確保されることを求めます。

以 上